

令和3年度報酬改定で経過措置が設けられている事項

<原則、全サービス共通>

大田市 地域福祉課
介護保険課

令和3年4月改正の制度のうち令和6年4月から義務化される事項

令和3年4月改正の制度のうち、
以下については 令和6年3月末までは努力義務ですが、
令和6年4月以降 義務化 されます。

(1) 業務継続計画(BCP)の策定等

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての介護サービス事業者を対象に、「業務継続に向けた計画等の策定」「研修の実施」「訓練(シミュレーション)の実施」等に取り組むこと。
- ・職員に業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
- ・定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じて計画の変更を行うこと。

令和3年4月改正の制度のうち令和6年4月から義務化される事項

(2) 虐待防止

- ・虐待防止委員会の定期的な開催(及びその結果を従業者に周知)すること。
- ・虐待防止の指針の整備をすること。
- ・従業者への研修の実施をすること。
施設系:年2回 居宅系:年1回
新規採用時には必須
- ・担当者の設置をすること。
- ・運営規定に「虐待の防止のための措置に関する事項」を加えること。

※虐待防止委員会、研修等については、開催したら記録をとり、その記録を他の職員にも回覧することで情報共有を図るようにする。

※委員会はほかの委員会を設置している場合、一体的に運営をすることとして差し支えない。

令和3年4月改正の制度のうち令和6年4月から義務化される事項

(2) 虐待防止

虐待防止委員会

- ・委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・指針に関すること
- ・職員研修に関すること
- ・従業者が相談・報告できる体制に関すること
- ・虐待を把握した際に、市への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・発生した場合、原因の分析から得られる確実な再発防止策に関すること
- ・再発防止策を講じた際にその結果についての評価に関すること

虐待防止のための指針

- ・虐待防止の基本的な考え方
- ・検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・職員研修に関する基本方針
- ・虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・虐待発生時の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・虐待の苦情解決方法に関する事項
- ・当該指針の閲覧に関する事項
- ・その他必要な事項

令和3年4月改正の制度のうち令和6年4月から義務化される事項

(3) 衛生管理

- ・感染症の予防・まん延防止委員会の開催(及びその結果を従業者に周知)すること。
居宅系:概ね6月に1度 施設系:概ね3月に1度
- ・感染症の予防・まん延防止のための指針の整備をすること。
記載内容の例は「介護現場における感染症対策の手引き」(厚生労働省HP)を参照
- ・従業者への研修、まん延防止のための訓練の実施をすること。
定期的な教育 施設系:年1回以上
居宅系:年2回以上、新規採用時必須

※施設系は従業者への訓練以外は既に義務化。

※居宅介護支援事業所等一部のサービス種別は対象外。

令和3年4月改正の制度のうち令和6年4月から義務化される事項

(4) 勤務体制の確保(研修の受講)

- ・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
(全ての従業者が対象。ただし看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者等を除く)

⇒令和6年3月31日までに従業者全てに対し認知症介護基礎研修を受講させること。
また新たに採用した職員は採用後1年以内に受講させること。

令和3年4月改正の制度のうち令和6年4月から義務化される事項

(5) 栄養管理・・・施設系

- ・入所者ごとの栄養ケア計画の作成、及びその定期的な評価を行うこと。
- ・入所者の栄養状態の記録を行うこと。

(6) 口腔管理・・・施設系

- ・歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設職員に対して、口腔衛生の管理について助言・指導を年2回以上実施すること。
- ・入所者の口腔衛生の管理に関する計画の作成、及び定期的な見直しを行うこと。
ただし、下記の内容が施設サービス計画の中に記載してある場合はこれに代えることができる。
 - ・助言を行った歯科医師
 - ・歯科医師からの助言の要点
 - ・具体的方策
 - ・実施目標
 - ・留意事項・特記事項